

国立のぞみの園 職員募集案内 (生活支援員)

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865

群馬県高崎市寺尾町 2120-2

電話(代表) 027-325-1501

(人事係) 027-320-1310

国立のぞみの園 職員（生活支援員）の募集について

国立のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図る総合的な福祉施設です。

利用者の介助及び援助等に携わる職員（生活支援員）を、次により募集します。

1. 応募資格

年齢が令和9年4月1日において30歳未満（※）であり、かつ下記のいずれかに該当する者

※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から

- ① 厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（令和8年度中の卒業見込み者を含む）
- ② 大学、短期大学又は専門学校において、社会福祉・心理・社会のいずれかに関する学部・研究科・学科を専攻又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和8年度中の卒業見込み者を含む）
- ③ 介護福祉士養成施設、指定保育士養成施設を卒業した者（令和8年度中の卒業見込み者を含む）
- ④ 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ⑤ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保育士のいずれかの資格を有する者

なお、応募資格について疑義がある場合は、総務部総務課人事係までお問合せ下さい。(TEL027-320-1310)

2. 募集人員 若干名

3. 採用年月日 令和9年4月1日

4. 試験方法

- ① 書類審査
- ② 小論文試験 ※事前提出
- ③ 面接試験（個別面接） 1人15～20分程度
※小論文試験通過者のみ、面接試験を実施します。
※グループディスカッションを行う場合があります。

5. 面接試験の日時・場所（予定）

日時：令和8年6月11日（木）9：00～16：00（予定）

場所：国立のぞみの園内 管理棟2階会議室

6. 結果通知 随時、本人に通知します。

7. 応募手続および受付期間

(1) 応募先（問い合わせ先）

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2

国立のぞみの園 総務部総務課人事係 新井

TEL 027-320-1310（直通）

E-mail：arai-yoshi@nozomi.go.jp

(2) 受付

令和8年3月24日（火）～令和8年5月20日（水）12:00 必着

(3) 応募書類 下記書類を各一部まとめて提出してください。

ア 履歴書（写真を添付のこと。また、メールアドレスを必ずご記入下さい。）

イ 成績証明書

ウ 卒業（見込）証明書

エ 小論文

【テーマ】「あなたは、利用者にとって、どのような支援員になりたいですか。」

について、400字詰め原稿用紙に800字以上1200字以内で記載したもの。

8. のぞみの園就職希望者見学会について

のぞみの園への就職をご検討されている方を対象に就職希望者見学会を実施します。是非ご参加下さい。（なお、本見学会への参加の有無が、採用試験結果に影響することはありません。）

日時：令和8年 4月6日（月）14:00～16:00

令和8年 4月20日（月）14:00～16:00

令和8年 5月11日（月）14:00～16:00

※希望者は、7（1）の応募先に記載のメールまたはお電話で、開催日3日前までに申し込みをお願いします。

国立のぞみの園職員待遇に関する案内

1. 法人の所在地および名称
群馬県高崎市寺尾町 2120-2
独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
2. 勤務体制
 - (1) 勤務 交替制勤務（平常・早番・遅番・夜勤の各勤務）
 - (2) 休日
 - ア 変則 4 週 8 休（週休 2 日）、年末年始等の特別休暇
 - イ 年次有給休暇（労働基準法に準ずる）
 - ウ その他、夏季休暇、育児休暇、介護休暇等
3. 身分
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の職員
4. 給与
 - (1) 支給額 当法人職員給与規程によります。
モデル 大学卒業見込み者（22 歳） （年収）約 480 万円
短大・専門卒業見込み者（20 歳） （年収）約 450 万円
※新卒 1 年目のモデルとなります。
※同職種の経験がある場合は、経験年数を加味します。
※年収には賞与が含まれています。
 - (2) 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当等、当法人職員給与規程に基づき支給されます。
 - (3) 賞与 年 2 回（令和 7 年度実績 4.65 ヶ月分）
 - (4) 昇給 原則として、年 1 回定期昇給があります。
5. 各種保険及び退職金
 - (1) 社会保険 健康保険、厚生年金保険があります。
 - (2) 労働保険 雇用保険、労災保険があります。
 - (3) 退職金 勤務年数に応じて支給されます。

国立のぞみの園 職員募集案内 (事務職員)

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865

群馬県高崎市寺尾町 2120-2

電話(代表) 027-325-1501

(人事係) 027-320-1310

国立のぞみの園 職員（事務職員）の募集について

国立のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図る総合的な福祉施設です。

当施設における事務職員を、次により募集します。

1. 応募資格

年齢が令和9年4月1日において30歳未満（※）であり、次に掲げる者
※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から

- ・ 専門学校（2年制以上）、短期大学（2年制以上）、4年制大学の学部又は大学院を卒業（修了）及び令和9年3月卒業（修了）見込みの者
- ・ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

なお、応募資格について疑義がある場合は、総務部総務課人事係までお問合せ下さい。（TEL027-320-1310）

2. 募集人員 若干名

3. 採用年月日 令和9年4月1日

4. 試験方法 ① 書類審査

② 小論文試験 ※事前提出

③ 面接試験（個別面接） 1人15～20分程度

※小論文試験通過者のみ、面接試験を実施します。

※グループディスカッションを行う場合があります。

5. 面接試験の日時・場所（予定）

日時：令和8年6月11日（木）9：00～16：00（予定）

場所：国立のぞみの園内 管理棟2階会議室

6. 結果通知 随時、本人に通知します。

7. 応募手続

(1) 応募先（問い合わせ先）

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120-2

国立のぞみの園 総務部総務課人事係 新井

TEL 027-320-1310（直通）

E-mail:arai-yoshi@nozomi.go.jp

(2) 受付

令和8年3月24日（火）～令和8年5月20日（水）12:00 必着

(3) 応募書類 下記書類を各一部まとめて提出してください。

ア 履歴書（写真の添付のこと。また、メールアドレスを必ずご記入下さい。）

イ 成績証明書

ウ 卒業（見込）証明書

エ 小論文

【テーマ】「これまでの社会や学校等での集団生活において、あなたが最も努力した経験を挙げ、その経験から学んだことを、今後どのように活かしていきますか。」

について、400字詰め原稿用紙に800字以上1200字以内で記載したものを。

8. のぞみの園就職希望者見学会について

のぞみの園への就職をご検討されている方を対象に就職希望者見学会を実施します。是非ご参加下さい。（なお、本見学会への参加の有無が、採用試験結果に影響することはありません。）

日時：令和8年4月6日（月）14:00～16:00

令和8年4月20日（月）14:00～16:00

令和8年5月11日（月）14:00～16:00

※希望者は、7（1）の応募先に記載のメールまたはお電話で、開催日3日前までに申し込みをお願いします。

国立のぞみの園職員待遇に関する案内

1. 法人の所在地及び名称

群馬県高崎市寺尾町 2120-2

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

2. 勤務体制

(1) 勤務時間 8:30~17:30

(2) 休日

ア 土日(週休2日)、祝日、年末年始等の特別休暇

イ 年次有給休暇(労働基準法に準ずる)

ウ その他、夏季休暇、育児休暇、介護休暇等

3. 身分

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の職員

4. 給与

(1) 支給額 当法人職員給与規程によります。

モデル 大学卒業見込み者(22歳) (年収) 約390万円

短大・専門卒業見込み者(20歳) (年収) 約360万円

高校卒業見込み者(18歳) (年収) 約340万円

※新卒1年目のモデルとなります。

※同職種の経験がある場合は、経験年数を加味します。

※年収には賞与が含まれています。

(2) 諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当等、当法人職員給与規程に基づき支給されます。

(3) 賞与 年2回(令和7年度実績4.65ヶ月分)

(4) 昇給 原則として、年1回定期昇給があります。

5. 各種保険及び退職金

(1) 社会保険 健康保険、厚生年金保険があります。

(2) 労働保険 雇用保険、労災保険があります。

(3) 退職金 勤務年数に応じて支給されます。